

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	2,579	16,898	△14,319	△ 84.7
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,579	16,898	△14,319	△ 84.7

(注) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要求額については、現在検討中（事項要求）。

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	59,378	59,304	74	0.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	59,378	59,304	74	0.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	2,661	17,860	△15,199
(内訳) 福祉貸付	1,428	6,371	△4,943
医療貸付	1,233	11,489	△10,256

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	2,824	17,744	△14,920
(財源) 財政投融资	2,579	16,898	△14,319
財政融資	2,579	16,898	△14,319
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	245	846	△601
一般会計補給金	33	33	—
一般会計交付金	12	12	△0
財投機関債	200	200	—
貸付回収金	2,829	2,584	245
借入金等償還	△2,775	△2,875	100
その他	△54	891	△946

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業は、国の福祉政策や医療政策の推進を図るため、整備計画に基づき必要となる社会福祉施設や医療機関の機能分化や連携の推進など政策的に充実すべき医療施設等、社会的に必要なサービス基盤の提供を確実に推進する施設の設置者に対して、長期・固定・低利の融資を行っているものである。

これらの施設の主な経営主体である社会福祉法人や医療法人は、非営利で公共性が高く、財務基盤も脆弱であるため、民間金融市場のみによる長期資金の調達は困難であり、機構融資は、そうした民業を補完して行っているものである。

特に少子・高齢化の進展とともに、団塊の世代が後期高齢者となり医療・介護への需要が大きくなる2025年以降に向け、福祉、医療、介護のサービス提供基盤の整備は重要な課題であり、国の財政状況が厳しい中、効率的なサービス提供体制を確保するため、政策的誘導を行う機構融資の役割は引き続き重要なものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

福祉・医療分野において増大するニーズに対して、限られた資源のもと効率的にサービスを提供する体制を確保するため、福祉医療政策に沿って融資条件の見直しを適切に行いながら、事業者の円滑な施設整備・経営を支援している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

民業補完性を確保する観点から、政策的ニーズを踏まえ、融資制度の適切な見直しを実施している。また、平成17年度から福祉貸付事業、平成27年度から医療貸付事業において、それぞれ協調融資制度を導入し、さらに、平成29年度から融資対象面積が5,000㎡を超える借入申込案件について、原則として民間金融機関との協調融資の利用を前提とするなど、民間金融機関と協調した融資を一層促進しているほか、融資や経営診断を通じて得た福祉医療のノウハウ等を民間金融機関等に提供す

る取組みを実施している。

<融資制度見直しの具体的な事例>

(福祉貸付)

- ・ 融資の利用実績が少ないものや政策的な優先度が必ずしも高くない施設・事業、有料老人ホームや営利法人が行う介護事業等について、融資対象からの除外や融資条件の見直し等の措置を講じている。
- ・ 平成18年4月より施行された障害者自立支援法における障害者関係施設について、新体系サービスへの移行を伴わない従前の整備事業に係る融資条件の見直し等の措置を講じている。

(医療貸付)

- ・ 病院向けの融資は原則的に建築資金に限定し、機械購入資金は先進医療等に使用する高額な医療機器（5,000万円以上で民間金融機関が融資しないものに限定）、長期運転資金は、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なもののみとしている。
- ・ 大規模な500床以上の病院に対する融資は、政策優先度が高い5疾病・5事業等を行う事業に限定し、管理部門は融資対象外としている。
- ・ その他、融資の利用実績が少ないものや政策的な優先度が必ずしも高くない施設・事業について、融資対象からの除外や融資条件の見直し等の措置を講じている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成30年度及び令和元年度においては、介護人材不足、都市部における土地の確保が困難なこと等により公募が不調となり整備計画が進まなかったこと、また、度重なる災害の発生やオリンピック需要による建設費の高止まりにより、資金需要が減少し、福祉医療機構への申込が減少したため、資金交付の未達が生じて財投の運用残額が発生したところである。

令和2年度においては、建設費の高止まり等による整備計画の後ろ倒し等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療・福祉事業者に資金繰り支援を行うため、新型コロナウイルス対応支援資金を創設し、十分な予算枠を確保し実施したところ、資金需要が予算の範囲内に収まり、資金交付の未達が生じて財投の運用残額が発生したところである。

これらを踏まえ、令和4年度要求において、福祉貸付事業については、引き続き、過去の実績に基づき資金交付率等を見直すとともに、需要調査結果を基に算出し、需要等の変化を適切に反映したものとしている。

医療貸付事業についても、令和3年度の計画時の資金需要に対する当初予測に、令和2年度実績や直近の融資申込状況等を踏まえて見直しを行い、需要等の変化を適切に反映したものとしている。

(参考：過去3カ年の財投融資の運用残額)

	30年度	元年度	2年度
運用残額	1,160億円	871億円	8,154億円
運用残率	33.3%	29.7%	32.6%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 令和4年度における財投機関債の発行内容

【一般勘定】

年 限	10年
発行予定額	200億円
発行形態等	一般担保付（コーポレート型）

なお、実際の発行金額等については、ALMや調達コスト及び市場動向等を勘案して決定

(参考) 令和3年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

【一般勘定】

年 限	10年
発行予定額	200億円（うち100億円発行済）
発行形態等	一般担保付（コーポレート型）
格 付	(AA+)を取得

なお、実際の発行金額等については、ALMや調達コスト及び市場動向等を勘案して決定

2. 要求の考え方

【一般勘定】

満期一括償還である債券と元金均等償還である貸付との間でキャッシュフローの乖離が生じるという問題があるものの、財投改革の趣旨を踏まえ、自己資金等の状況を勘案し、令和4年度においては200億円を要求している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

《福祉貸付・医療貸付共通》

- ① 災害・感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合等における経営資金・長期運転資金の優遇措置の拡充（新規要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2021」

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(1) 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築

5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(1) 防災・減災、国土強靱化

等

- ② 感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置（新規要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2021」

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(1) 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

2. 社会保障改革

(1) 感染症を機に進める新たな仕組みの構築

等

- ③ 連帯保証人制度の見直し（新規要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2021」

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

☞「成長戦略フォローアップ」

9. 足腰の強い中小企業の構築

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

等

《福祉貸付》

① 日常生活支援住居施設に係る融資制度（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

3. ポストコロナの経済社会のビジョン

○誰一人として取り残さない包摂的な社会

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等

等

② アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

2. 社会保障改革

(2) 団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

等

《医療貸付》

① 複数医療機関の再編・統合に係る融資条件の優遇措置（新規要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

2. 社会保障改革

(1) 感染症を機に進める新たな仕組みの構築

(2) 団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

等

② 介護医療院に係る融資制度の追加措置及び融資条件の拡充（新規要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(1) 防災・減災、国土強靱化

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

2. 社会保障改革

(1) 感染症を機に進める新たな仕組みの構築

(2) 団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

等

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人福祉医療機構）

1. 政策的必要性

独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通並びに病院・診療所等の設置等に必要な資金の融通を行い社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設立されている。

国の福祉政策や医療政策の着実な推進を図るため、社会福祉施設や医療施設等の整備にあたっては、国や地方公共団体からの補助制度と連携して、設置者に対して長期・固定・低利の資金を融通しているところである。

資金の融通にあたっては、国の信用に基づいて調達した財政融資資金を活用することにより、施設の経営主体である社会福祉法人や医療法人が持続的かつ安定的な施設経営を行えるとともに、福祉・医療・介護サービスの利用者の負担を軽減したサービスを国民に提供することができるものである。

2. 民業補完性

福祉医療貸付事業は、国の福祉政策や医療政策の推進を図るため、整備計画に基づき必要となる社会福祉施設や医療機関の機能分化や連携の推進など政策的に充実すべき医療施設等、社会的に必要なサービス基盤の提供を確実に推進する施設の設置者に対して、長期・固定・低利の融資を行っているものである。

また、これらの施設の経営主体である社会福祉法人や医療法人は、税制上の優遇や補助金等の政策的支援が行われているものの、国の厳しい財政事情のもと、補助金の規模や補助率が縮減されてきている状況である。特に、少子・高齢化の進展とともに団塊の世代が後期高齢者となり、医療・介護への需要が大きくなる2025年以降に向け、福祉、医療、介護のサービス提供基盤の整備が必要なことから、金融機能として政策的に支援できる機構融資を活用することが不可欠である。

さらに、社会福祉法人や医療法人は、非営利であり、収入源が診療・介護報酬等の公定価格であるため低収益構造であること、また、人員配置等の規制や公共性という観点から求められる経営の持続性等により、経営・財務基盤が脆弱であるため、民間金融市場のみによる長期資金の調達は難しいことから、機構融資は、そうした民業を補完して行っているものである。

3. 有効性

長期・固定・低利の特徴を活用し、政策的に優先度の高い分野や災害からの復旧・復興など緊急性の高いものについて融資条件の優遇措置等を講じるなどメリハリをつけた融資を行うことで、限られた財源による国の補助金等の政策支援を補完して、福祉医療のサービス提供の基盤整備や効率化を推進し、事業の効率性・租税負担抑制等を図っている。

なお、平成22年度から令和元年度の10年間において、福祉貸付事業では、民間の社会福祉施設に対して、施設数で9千施設、定員数で43万7千人分の整備を支援し、医療貸付事業では、医療関係施設に対して、施設数で1千3百施設、病床等数で2万9千人分の整備を支援したところである。

機構融資による主な施設の整備状況としては、次のとおりである。

区 分	機構融資による整備状況	(参考) 民間施設の定員※
老人福祉施設	16万7千人	69万4千人
障害者福祉施設	2万4千人	13万6千人
児童福祉施設	24万6千人	211万2千人
福祉貸付事業(計)	43万7千人	294万2千人
病 院	7千人	118万3千人
介護老人保健施設	2万2千人	36万3千人
医療貸付事業(計)	2万9千人	154万6千人

※民間施設の定員は令和元年10月現在の定員数

4. その他

令和2年度実績における貸倒償却率(貸付金残高に対する償却額の割合)、延滞率(貸付金残高に対する延滞債権及び破綻先債権の残高の割合)は、以下のとおりともに低く、償還確実性が確保できていると考えている。

福祉貸付事業	貸倒償却率	0.00%
	延滞率	0.69%
医療貸付事業	貸倒償却率	0.00%
	延滞率	2.34%

2 年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 決算についての総合的な評価

2 年度の実績は、無利子または金利優遇の貸付について、調達金利の低下により逆ざやが縮小したこと等により、当期総利益（818 百万円）を計上した。なお、運営費交付金等については、予算の範囲内において適正な執行が図られたものと評価している。また、令和4年度予算要求においては、当該事業実績を加味した適正な必要額を要求していくこととしている。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰り支援による貸付金残高の増

○負債 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰り支援による借入金残高の増

○純資産 政府出資金の増に伴う増

(2) 費用・収益の状況

○費用 財政融資資金の平均利率の低下による借入金利息の減、財投機関債の平均利率の低下による債券利息の減及び貸倒引当金繰入の増

○収益 貸付金の平均利率の低下による貸付金利息収入の減

(「費用」及び「収益」に係る決算の状況は、貸付事業に係る科目の増減要因について記載している。)